

○2番議員（志村直毅君）

笛政クラブの志村直毅でございます。

議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

はじめに障がい児（者）施策の新たな時代に向け、本市の取り組みについて伺います。

日本の障害者福祉は戦後、現行憲法下で療育を含めた施策を体系化した児童福祉法、厚生を目的とした身体障害者福祉法の制定、1951年の社会福祉事業法制定と福祉事務所の設置がはじまり、1964年には福祉六法の体制が整備され、東京オリンピックのあとには東京パラリンピックも開催されたと聞いております。

その後、1970年に心身障害者対策基本法が制定され、93年には障害者基本法に改正。この間、国際障害者年、「完全参加」「平等」「自立」といったキーワード、リハビリテーション、ノーマライゼーションの理念のもとに国、県、市町村において当事者主体の地域福祉の充実、各般の施策が展開されてきました。そして現在、わが国の障害者施策は大きな転換期を迎え、インクルージョンを掲げる障がい者権利条約の批准に向けた準備が進められています。

昨年の障害者基本法改正により、共生社会実現のため法の目的や理念が明確に示され、差別の禁止を盛り込むとともに障害者の定義も身体、知的、精神の3障害に加え、発達障害や機能障害についても明記。障害および社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とされました。

また障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間なくサービスを応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）の制定に向けた議論が行われ、法改正による実質的な新法化という流れになっています。今後は継続的な支援体制の構築とともに、共生社会の実現に向けた理解の促進と啓発が当事者や支援者のみならず、市民一人ひとりの課題ともいえますが、こうした状況の中で本市の障がい児（者）に対する施策について、質問いたします。

まず、平成23年度までの笛吹市障害者基本計画・第2期市障害福祉計画の評価と障害福祉計画における指定障害者福祉サービス、相談支援ならびに地域生活支援事業の目標値について、その達成状況をお聞かせください。

次に、これからパブリックコメントという段階ではありますが、新年度からの第2次笛吹市障害者基本計画・第3期障害福祉計画について、基本理念ならびに基本目標において国の障害福祉政策の見直しに伴って変更されたのか。また、本市の障害福祉施策、障がい者総合福祉法（仮称）の理念に沿った方針で進めていくお考えか、お尋ねいたします。

3点目として、第3期障害福祉計画において、指定障害者福祉サービス、相談支援ならびに地域生活支援事業の目標値設定にあたって、配慮した点や本市の取り組みの特徴が反映された点はどのようなものか、お聞かせください。

4点目として、国の障害児支援の強化に伴い、これまでの児童デイサービス相談支援が新年度からは障害児通所支援として児童福祉法に基づいて行われることとなりますが、新規事業となる18歳未満の障がい児に対する放課後等デイサービス事業については、本市において放課後等支援の対象となる障がい児は約200人程度と推定しております。具体的な事業実施に向けた取り組みが必要と考えますが、そのことについて伺います。

5点目に、市役所本庁舎の耐震化について。エレベーターの設置等、障がい者の利用に配慮した改修を行う必要がありますが、ユニバーサルデザインに基づくトイレの改修等も

併せて行う考えかどうか、確認いたします。

6点目として、デマンド交通（タクシー）の本格運行が予定されていますが、ハートビル法、交通バリアフリー法を統合したバリアフリー法、ならびにユニバーサルデザインの考え方に基づく施策として、車いす利用者の利用は想定されているのか。電動車いす等で自立的に行動できる障がい者等への配慮がなされているか、お尋ねいたします。

先に通告しておいたものですが、代表質問でも触れられておりましたので、簡潔で結構です。

7点目として、今後、障害者施策の段階的・計画的に見直しが進められることにより、特別支援教育のあり方も将来的にインクルーシブ教育が求められることになってきます。学校教育全般にわたり教育、教職員、学校施設等に対応が必要になるものと考えられますが、見解をお聞かせください。

以上、1問目の質問といたします。

○議長（小林始君）

当局の答弁を求めます。

答弁を、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

志村直毅議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、平成23年度までの市障害者基本計画・第2期障害者福祉計画の評価と障害福祉計画における目標値の達成状況は、についてであります。平成19年に策定いたしました第1次笛吹市障害者基本計画につきましては、5年間の計画期間により平成23年度を最終年度としております。

第1次計画では障害児・障害者相談支援機能の充実、日常生活支援体制の充実など10項目の基本目標を掲げて取り組んでまいりました。詳細は、第2次計画書の中でそれぞれについて述べさせていただいておりますが、障害児・障害者相談支援機能の充実では、市内2カ所の相談支援事業者に業務委託を行い、窓口の確保に努めました。

障害者自立支援法により、障がい者の自立への支援が給付サービスや事業として位置づけられ、主体的なサービス利用を促されておりますが、サービスの充足や利用の適正化は行政だけではなく当事者や事業者の認識の共有、地域、市民の意識の醸成が不可欠であり、そうした地域の環境づくりが引き続き課題であると考えております。

それらを踏まえ、第2期障害福祉計画でのサービス等の目標達成状況は居宅介護、行動援護、生活介護などにおいては目標値を上回っておりますが、自立訓練、就労移行支援などは目標値を下回りました。

地域生活支援事業では、手話通訳者の派遣などのコミュニケーション支援や排泄管理支援用具などの日常生活用具給付等により日常生活を補完し、自立して社会生活を支援する事業を展開しており、ニーズの拡大等により利用者が増加しております。

次に新年度からの第2次障害者基本計画・第3期障害福祉計画の基本理念、基本目標についてお答えいたします。

第2次障害者基本計画、第3期障害福祉計画の基本理念は、第一次笛吹市総合計画で示した将来像「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」の実現に向け、障がい者に対する市民の理解を促進し、すべての市民が障がいの有無にかかわらず、

等しく基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本理念に掲げており、第1次基本計画、第2期福祉計画を踏襲するとともに、国から示された計画策定にあたっての基本指針に沿っております。

平成25年に予定されております障害者総合福祉法では、わが国も平成19年に署名した障害者権利条約の批准のための法制度の整備が求められておりますが、今回の本市の計画においては、この理念等を参考にしつつ、現行法制度に基づくものとしております。

先日の2月8日に示された厚生労働省案によれば、日常生活、社会生活の支援が可能な限り身近な場所で受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することを目的として法律理念が掲げられており、法の対象となる障害者の範囲に治療方法が未確立な疾病、その他の特殊な難病など一定の障害がある者を加えるものとし、法施行後5年を目途に障害程度区分の見直しを行うこととされておりますが、具体的な法案や措置については示されておらず、いずれ平成25年以降、新法に基づきこの計画の修正を行うことが求められるものと認識しております。

次に第3期計画における目標値設定に際し、配慮した点や本市の取り組みの特徴についてお答えいたします。

訪問系サービスでは、特別支援学校卒業や障害者自立支援法への移行による新たな利用者など、現状の利用者の動向および新規利用者見込み等を十分、検討しております。日中活動系サービスでは地域自立支援協議会を活用し、利用者の意向に合ったサービス利用を想定しており、特に障害児通所支援については新たなサービス体系となることから、既存のサービスからの移行を含めて推計しております。

居住系サービスでは、施設入所者の地域移行と受け皿となるグループホーム、ケアホームについて、現状に即した総体的な見込みとしており、相談支援では平成24年度からのサービス等利用計画の対象者拡大や地域相談支援の創設等を踏まえ、推計しております。また地域生活支援事業におきましても、実績を踏まえて事業種別ごとの見込みを行っております。

次に国の障害児支援の強化に伴い、新規事業として想定される18歳未満の障がい児に対する放課後等デイサービス事業について、お答えいたします。

障害児支援の強化につきましては、従来、児童福祉法により児童相談所で措置されていた施設入所と施設通所に加え、障害者自立支援法による未就学児に対する障害児デイサービスが、児童福祉法の中に整理されることとなりました。その上で施設入所は県が、施設通所は市町村が実施することとなり、笛吹市では甲府市への委託事業でありました心身障害児通園事業も含め、障害児通所支援事業として実施することとなります。

現在、この通所支援事業の対象となる18歳未満の障がい児の数は特別支援学校（小、中、高）に通っている児童と、市内の小中学校の特別支援学級に通っている児童を合わせて185名程度と把握しております。

現状の放課後活動につきましては地域支援事業の療育活動、日中一時支援事業、地域の学童保育を利用している児童数が92名おり、継続して利用されるものと考えております。

また、地域自立支援協議会で行った特別支援学校、特別支援学級に通っている児童の保護者へのアンケートでは放課後、休日に過ごしている場所の約50%程度が自宅で過ごしており、その理由として子どもが落ち着く、親の役割として捉えている方が半数以上見受

けられます。

平成24年度から新規サービスとして位置づけられます、放課後等デイサービス事業については、国からの事業のフレームの提示が遅れているため、事業者の取り組みが明確になっていない点や市外の事業者への利用も考えられることから、引き続き地域自立支援協議会を通じて、受け皿となる事業所の開設を働きかけてまいりたいと考えております。

次に市役所本庁舎の耐震化に伴うエレベーターの設置等、障がい者の利用に配慮した改修についてお答えいたします。

本庁舎は災害時に災害対策本部を設置し、拠点施設となるため高い耐震性能が求められ、平成25年度に耐震補強および改修工事を実施する計画で今年度、本庁舎耐震補強・改修ほか設計業務委託を発注いたしました。この委託業務で庁舎の耐震補強、電気機械設備の改修と併せてエレベーターの設置、身障者トイレの増設などユニバーサルデザインに配慮した設計を考えており、市民の皆さまが安全・安心に来庁していただき、効率的な業務運営を行える庁舎となるよう改修いたします。

次にデマンド交通の本格運行に伴う、障がい者等への配慮についてお答えいたします。地域の公共交通に対して、障がいをお持ちの皆さんからも多くの期待が寄せられていることにつきましては十分、把握しているところであります。しかしながら、平成24年4月からの本格運行につきましては、市内公共交通空白地域への移動手段の確保が目的であり、対象者は高齢者、障がい者、子ども、運転免許証を持たない方々など幅広く考えております。

現状の運行においては一人で乗降できる方が対象であり、介助が必要な方につきましては、介助者の同乗をお願いしております。

車いすの利用につきましては、折りたたみ式車いすの場合、1台であれば積み込んでご乗車いただくことが可能ですが、電動車いすの場合は特別な車両の整備、あるいは対応車両の購入が必要となります。ご乗車いただけない方には障がい者などの行動範囲を拡大し、社会参加を促進するために福祉タクシー利用助成制度があり、対象となる方にタクシー券を発行し、利用料金の一部を助成しておりますので、ご利用いただきたいと考えております。

本格運行にあたり、まずはデマンド交通の持続的運行の維持を目標に、さらなる利用促進に取り組んでまいりますが、国土交通省において、バリア解消促進事業として計画する中で、将来的にはユニバーサルデザインタクシーの導入も進むものと考えており、国や事業者の動向を注視しつつ、段階的に検討してまいります。

次に障害者施策の見直しによるインクルーシブ教育への対応について、お答えいたします。

障がいのある人もない人も自分の生まれ育った地域で共に学び、働き、暮らしていける社会が一番よいと考えます。市教育委員会でも国や県の動向を見つつ、可能な範囲で対応していきたいと考えております。すでに小中学校の施設整備等の改修や支援の必要な子どものための学校サポーターの配置等にも取り組んでいるところであり、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに対応した、本当に必要な教育内容が受けられるようにしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林始君）

再質問。

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

まず、ご答弁いただきました内容、まだ計画が明らかになっておりませんので、この時点でというような理解で、再質問をさせていただきたいと思いますが、まず児童福祉法のほうにまとめられる障がい児（者）の相談支援、障害児の相談支援、それから放課後等のデイサービスということですが、現在2事業者に指定されていると。計画をこれから新たに策定していく中で、このところを増強していくお考えがあるのか。あれば増強していく場合の対応、これをどのように考えていらっしゃるのか、まずお聞きします。

○議長（小林始君）

答弁を、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

ただいまの再質問でございますが、相談支援センターにつきましては、議員がおっしゃいましたように、現在、市内で2カ所、2事業者に相談支援の委託をしております。1カ所が社会福祉協議会の支援センターふえふき、それからもう1カ所が美咲園ということで、年間を通して相談件数は、電話等の相談を含めまして約5千件以上は対応しているというふうな状況でございます。

すでに特別相談支援の形の成年後見制度の利用の事業でありますとか、地域の自立支援協議会の運営委託など、基幹相談支援センターに近い形でセンターふえふきのほうでは業務を実施しております。

ただ、すべての障害者に対応できるワンストップの相談窓口の役割でありますとか、地域の関係機関のネットワークを図ることを目的とする支援センターにつきましては、これから子育ての支援など、相談業務は非常に幅が広いわけございまして、これらの関係性をどう構築化していくかが課題になっていくかなという状況でございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（小林始君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

事業所さん2カ所でやられているわけですが、ぜひ増強をしていくということで、要するに指定を、もう少し広げていただく。そういう意味では、事業所さんに最初の答弁でもあったように、ご協力をお願いしていくということになるかと思っておりますが、どうしても今、これから進めていく上にあたりまして、年度の途中から例えばそういったことを考えていくというようなことに、事務的にはなっていくのかなというような印象も受けます。

まだ、今の3月を迎えようとする時点で計画がまだ完了していないということもありますし、県からのさまざまな情報も、現在も来ている段階というようなことですから、年度が変わりまして、事業者をまた新たに増強していかれることを望んでいるわけですが、その場合についても、年度途中からでも十分なサポート、支援をしていただければというふうに思います。

それで今、再質問の答弁の中でちょっと出てきました基幹相談支援センターというのが、やはり国のほうでもこれを設置して、圏域あるいは市域で十分な体制をとっていただきたいということが出ているわけですが、これをやはり、基幹相談支援センターというのをどんなふうなイメージでこれからやっていくのか。包括的な意味合いでということになりますが、例えば保健福祉センターの職員や事業者、相談員、自立支援協議会を構成する関係者等が同じフロアで仕事ができ、当事者や家族、関係者がワンストップで対応ができるというようなイメージも持っていきたいわけですが、ファーストステップ、あるいはセカンドステップ、将来的なイメージという中で、とにかくできるだけ早期にそういった体制整備を期待しているわけですが、この点についてご見解をいただければと思います。

○議長（小林始君）

中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

1つ申し上げておけることは、24年度に、12月近くになるわけですが、今の石和保健福祉センターを開所いたしまして、当然、今、手狭になっておりまして、南館のほうに私ども保健福祉部のうちの児童課、保育課が事務室を構えておりますので、それらの、児童課につきましても、保健センターの中で一括して事務処理ができるような形で対応したいというようなことで、改修事業予算をお願いしているところでございまして、今、高齢福祉課のところには地域包括支援センターが入っておりますので、そうしたことも含めまして、できるだけ保健センターの中で福祉サービスが一本化してできるような形で、今、検討させていただいております。そうしたことでございますので、障害者の相談支援のセンター的なことにつきましても、すべて入るかどうかわかりませんが、できるだけ福祉サービスの窓口を設けていけるような方法で努力していきたいというふうに考えております。

○議長（小林始君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

ありがとうございました。ぜひ、そういう方向で進めていただきたいと思います。

そういう意味で、庁内の連携体制ということもあるんですが、その連携体制は、ちょっとこのあとにお聞きするとして、地域生活支援事業の中で日中一時支援という事業がありまして、これもなかなか、充足するのが難しい事業者さんもいらっしゃるのかなという印象を受けているわけですが、ぜひ利用者のニーズに的確に対応していただける、こういうことをお願いしたいわけで、相談支援の強化、あるいは指定相談事業者を増加していく。あるいは指定の際に事業内容を、そういった対応等をぜひ精査をよくしていただけて対応していただきたい。この点について、ちょっとご見解いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林始君）

答弁を、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

日中一時支援の関係の、これは特に放課後デイサービス等のおっしゃっていると

いうふうに承ったわけでございますが、現在、ありがとうや日中支援一時サービスの学童保育を利用している保護者からも、そういったデイサービス等の利用の要望も大変ございます。そんな中で、受け皿となる事業者の新しい新規事業所の開設につきましては、現状では事業者の動向を見させていただいているという状況でございますが、これにつきましては、近隣の市のほうではこの4月からスタートする事業所もあるという話も伺っておりますので、これらにつきましては自立支援協議会の事業者部会等もございますので、そういった中で事業者の積極的な参入をこれから促していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林始君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

では発達障害の関係で庁内連携も図られて、障害福祉全般にわたってということですが、昨年度、峡東3市のモデル事業も踏まえて、発達障害者支援の研修等も行われたわけですが、この発達障害に関する取り組みの件と、それから庁内連携体制ということで、教育委員会等も含めて、現在の状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小林始君）

中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

発達支援の関係の再質問でございますが、これにつきましては23年度から25年度まで3年間についてはモデル事業を強化するというようなことで、その取り組みを進めているところでございますが、その後につきましては、地域自立支援協議会の中で障害児の支援の取り組み、ネットワークの継続をこれからしていくということで、今、考えているところでございますが、庁内連携につきましても、これまでもやっておりますが、発達支援の連携管理というのを定例で月1回は開催して、これは関係する課で対応させていただいておりますが、庁内の連携を図る中で、モデル事業と連動して、その発達障害に取り組む形をとらせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（小林始君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

それに加えて、将来的に庁内体制が先ほどの答弁にあったように整っていくことを展望する中で、教育委員会のほうにもその保健福祉関係の職員の配置というようなことも考えられるのかなと思えますけれども、この点についてはいかがですか。

○議長（小林始君）

仲澤教育部長。

○教育部長（仲澤和朗君）

志村議員の再質問でございますけれども、福祉関係の主に特別支援学級の関係でございますけれども、今年度から生まれたときからの子どもから高校卒業するまでという子どもの教育の一貫性ということを踏まえまして、今年度からその研究をしてまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（小林始君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

学校関係ですと、1年延長になっています体育館等バリアフリー緊急整備事業という、補助率10分の10というのは24年度、1年延長になったわけですが、こういったものも活用できればありがたいなということと併せて、自殺対策についても、これは障害福祉の関係の中で3月15日までに事業計画を提出すると、笛吹市には約75万円の配分額で24年度延長されているものがあります。こういったものもぜひ活用していただきたいと思います。

それから障害者週間、世界自閉症デーということで、発達障害の啓発週間でもあるわけですが、こういった点についても取り組んでいただけるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小林始君）

答弁を、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

まず今、ご質問がありました自殺対策の関係ですが、すでに22年、23年度、それぞれ両年度に各100万円ずつの助成をいただきまして、活動させていただいております。これはどんなことをさせていただいているかといいますと、民生委員さんとか、その医療機関等の関係する方々を対象に、自殺防止のゲートキーパーの養成講習会を年4回ほど、それぞれ22年度と23年度、させていただいております。24年度、確定すれば70万円ほどいただけるかなというふうなこともございますので、これらにつきましては、そういった養成講習会のほかに啓蒙・啓発のためのパンフレットの作成ですとか、ポケットティッシュ等の製作にも使わせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから障害者週間のお話だったと思いますが、障害者週間は障害者基本法の改正によりまして、国民の間に障害者の福祉について関心を深めるということを目的に週間が定められておりまして、これがご紹介させていただきまして、毎年12月3日から12月9日までの1週間を障害者週間というようなことに定めさせていただいておりますので、これらを利用する中で障害者の意識改革、啓蒙等により市民によく理解してもらうようなPR活動もしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小林始君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

啓発等は、広報に一行広告を載せるのもいいですし、ホームページに掲載していただくというようなこともできるかと思います。いずれにしても、障害者福祉施策を今まで以上に引き続いて力を入れていただきたいことを期待しながら2問目の質問に移ります。

資源とエネルギーを有効に利活用する循環型社会の取り組みについて、伺います。

本市は総合計画に掲げる環境にやさしく、安心してすこやかに暮らせるまちづくりの実現のため、昨年制定した市環境基本条例および、平成32年度までを計画期間とした市環



環境基本計画等に基づき、従前より取り組んできているごみ減量53%と併せて環境への負荷を軽減し、環境の保全・創造に努めてこられております。

昨年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所災害は、私たちの生活や将来に資源とエネルギーを有効に利活用する循環型社会の構築が必要不可欠であるという、大きな課題も投げかけましたが、以下、本市の取り組みについて伺います。

まず昨年来、市役所庁舎等の節電に努めてこられていますが、その節減効果と併せ、東京電力が予定している電気料金の値上げが本市に及ぼす影響について、お聞かせください。

次に東京電力の電気料金値上げが本市の企業、事業者、家庭等に及ぼす影響とこれに対する市としての対応策はどのようなものでしょうか、お伺いいたします。

3つ目に限りある資源を大切にする循環型社会づくりの施策として、環境基本計画の施策体系、基本施策に複合的に関わる具体策としてDBOにより進められているバイオマスセンター整備にあたって、堆肥化のほかに木質ペレットの製造を行うなど、自然エネルギーや再生可能エネルギー、グリーンエネルギーなどの新エネルギーの利活用を展開していく考えはあるか、お尋ねします。

4点目に庁舎等の公共施設や街路灯および、防犯灯にLED照明を導入する考えはあるでしょうか。

最後に新エネルギーの中で、クリーンエネルギーには二酸化炭素を排出しないエネルギーとして原子力発電も含まれていますが、本市として新エネルギーの利活用を推進していく上で、原子力発電には依存しないという考え方を明確に示す考えはあるでしょうか。

以上、2問目の質問といたします。

○議長（小林始君）

当局の答弁を求めます。

答弁を、河野市民環境部長。

○市民環境部長（河野修君）

志村直毅議員の一般質問にお答えいたします。

本市では循環型社会の構築に向けて、これまで廃棄物の発生抑制や資源ごみの分別収集をはじめ、公共施設や個人住宅への太陽光発電システムの設置および支援、廃食用油からのバイオマス燃料の精製、さらに節電対策による二酸化炭素の削減など地球温暖化防止対策の観点からも天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する取り組みを行ってきたところであります。

はじめに、市役所庁舎等の節減効果と東京電力が予定している電気料金の値上げが本市に及ぼす影響についてであります。

昨年は東日本大震災の発生に伴い、東京電力において計画停電が実施され、夏場には国民、産業界が一体となり、使用最大電力15%抑制を目標とした取り組みが行われました。本市の公共施設におきましても、照明機器の間引き消灯や空調機器の温度管理、緑のカーテンの設置などを行い、さらに市民の皆さまにもご協力をいただき体育施設の利用時間の短縮等により、平成23年4月から12月までの市内203施設の電力使用量は857万キロワットアワーとなり、対前年度比で198万キロワットアワー、18.8%が削減されました。この電力量の削減は、地球温暖化防止対策の二酸化炭素排出量に換算しますと1,097トンの削減に相当いたします。電気使用料金ですと1,600万円の節減効果

がありました。

こうした中、東京電力では今回の原子力発電所の事故により、原子力発電所の長期停止に伴い火力発電の燃料等が大幅に増加し、燃料調達に支障を来すなど電気の安定供給に重大な影響を及ぼすとして、平成24年4月から企業向けの電気料金の値上げを発表いたしました。

本市では、高圧契約の72施設が値上げの対象となります。東京電力の試算では、対象施設の23年1月から12月までの電気料金2億2千万円に対し2,600万円、11.8%の負担増を見込んでおります。

こうしたことから今後さらに節電対策が必要となり、施設の管理・運営面でのさらなる節電に努めるとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入や省エネタイプ照明への交換など、節電対策を進めていかなければならないと考えております。

次に東京電力の電気料金の値上げが本市の企業、事業者、家庭等に及ぼす影響と市の対応策について、お答えいたします。

東京電力の電気料金の値上げは、円高や消費低迷を受けている企業や事業者、家庭など地域経済に甚大な影響を与えることは必至であると考えております。この値上げ料金について、国では値上げ幅を圧縮する方向で算定基準の見直しを要請するとのことであり、家庭向け料金の算定基準についても見直しの状況であります。

こうした状況の中、本年1月には笛吹市商工会、農業協同組合をはじめ観光協会、温泉旅館協同組合、経済懇話会によりまして、電気料金の値上げの延期と値上げ幅の見直しを求める要望書が提出された経過もあり、本市といたしましても国および東京電力の動向に注視しながら、山梨市・甲州市とも歩調を合わせ、値上げの延期と値上げ幅の見直しを要望してまいりたいと考えております。

次にバイオマスセンター整備において、木質ペレット製造を行うなど新エネルギーの利活用を展開していく考えはあるかについて、お答えいたします。

本市のバイオマスタウン構想によるバイオマスの事業化につきましては、生ごみや剪定枝の利活用について検討を行い、その中でガス化や燃焼による電力、熱源としての新エネルギーの利活用についても検討を行ってきたところであります。

検討の結果、新エネルギーとしての利用につきましては、施設建設のコストが多くなることや電力の安定供給のための施設整備に多額の費用を要することから、現時点では費用対効果を勘案し、堆肥化としての活用を推進してまいりたいと考えております。

ご提案をいただきました木質ペレットの製造につきましては、森林資源の有効利用の観点からも、重要な課題であると認識しているところであります。

今後、ペレットストーブやペレットボイラーの施設園芸への利用について、検討してまいりたいと考えております。

次に庁舎等の公共施設、街路灯、防犯灯へのLED照明を導入する考えはあるかについて、お答えいたします。

LED照明のメリットにつきましては、白熱電球や蛍光灯と比較しますと消費電力や寿命、二酸化炭素排出量および発熱量等において優れていることは、十分に認識しております。本市の庁舎等の公共施設、街路灯および防犯灯など既存の照明器具をLED化するためには、電球のほか安定器やソケットなどを交換する必要があります。取替工事等、初期

投資が必要となることから現状では難しいものと考えております。

今後、施設の新築および改築・改修時において、LED照明機器の価格や照度の比較、器具の安全性などに留意しながらトータルコストを考慮し、導入のための調査・研究を行い、LED化に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に本市として、新エネルギーの利活用を推進していく上で、原子力発電には依存しないという考え方を明確に示す考えはあるかについて、お答えいたします。

昨年3月11日の東日本大震災に伴い発生した、東京電力・福島第一原子力発電所の事故以降、日本のみならず世界各地で原子力発電依存への見直しの動きが起こっております。

しかし、日本の電力使用量の約3割は原子力発電により賄われている状況にあることから、即時に停止することは国民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることが懸念されております。

こうしたことから、国においては現状の国民生活や経済活動を維持するための電力量の需給バランスを正確に捉え、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進、さらに原子力発電の規模を縮小し、より安全性を高めて活用することなど、段階的に原子力発電への依存を低減させていくことが必要ではないかと考えております。

将来的には、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大や新たなエネルギーの開発により、脱原子力発電依存社会が実現することを期待しております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（小林始君）

再質問。

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

大変、1年間、市役所、庁舎等の節減のために努力していただいて感謝したいと思えます。せっかくこうして効果があったにもかかわらず、値上げを求められていくということで、非常に苦しい立場でもあり、また市内の観光、農業、事業者さん、また各ご家庭にもさらにそういった圧力が、影響を与えていくということで非常に心配しています。ぜひ3市でも申し入れをしていただき、また私どももできるだけ値上げ幅の抑制、あるいは延期ということをお願いしていきたいと考えています。

1点、木質ペレットの利活用ということで確認ですけれども、バイオマスセンターにということではなくても、将来的には前向きにこの利活用を考えていただけるということであるのかどうか、確認させてください。

○議長（小林始君）

答弁を、豊角産業観光部長。

○産業観光部長（豊角英人君）

新エネルギー利活用になりますが、今後の課題としては前向きな検討を行っていきたいと思えます。特に木質ペレットの製造がございしますが、本市における58%が森林ということで、非常にたくさんの面積を有しているということであります。それとの利活用を考えますと、今後の課題としてペレットストーブ、あるいはペレットボイラーの施設園芸への転換、これも重要な検討課題として取り組んでまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林始君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

木質ペレットは、本当に有効な、新エネルギーの部類に入ると思います。ぜひよろしくお願ひしたい。そして段階的に原発に依存しないという方向性でというご答弁でしたけども、ぜひ荻野市長からも力強く、そういったご決意をお聞きしたいわけですが、よろしくお願ひします。

○議長（小林始君）

答弁を、荻野市長。

○市長（荻野正直君）

原発に関しましては、今回の東日本大震災でわれわれ非常に大きな、いわゆる教訓を得たというふうに思っております。しかし、現状の中で即時停止とか、そういうふうな話も一部出ているわけでありまして、これは大変、全体的な構造から考えていかないと、日本経済に及ぼす影響というのは非常に私は大きいと思っておりますし、つい最近の雑誌なんかによりますと、各自治体の長の意見を聞いていますと、特に私もちょっと驚いている部分があるんですけども、原発を抱えている自治体そのものもやはり、原発がもし、なくなった場合に自治体そのものが崩壊する可能性があるというようなことで、やはり安全面をどれだけ検証し、どれだけキープするかと。昨日も菅総理の、いわゆる当時の行動が報道されておりましたけども、どれだけ、今あるものを安全に、なおかつそれを運用していくかという点についても含めて、私は市長会等を通じて提案していきたいと思っておりますし、近々に山梨県市長会ならびに山梨県町村会、合同で東京電力に対して抗議すると、こういう運びになっておりますから、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、ペレットについてでありますけども、できますれば今年度、しっかりペレットに関する研究をし、できますれば、来年度の予算の中にペレット系のハウスでの活用について、実験を開始できればというふうなことも含めて、現在、検討中であります。

また、議員各位におかれましても、いろんな情報があると思っておりますけども、ぜひ情報をお寄せいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林始君）

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

化石燃料に依存しない、あるいは有効な森林資源を活用していく。そして、また原子力発電に可能な限り依存しないで安全な生活をしていける、そういったことに市の施策も力を入れていただくことをご期待しまして、一般質問、以上とさせていただきます。